

第 39 号 議 案

平成 30 年 11 月 28 日  
任 用 給 与 課

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

標記の件について、下記のとおり改正する。

記

- 1 改正事項  
会計年度任用職員制度の導入に伴う改正
  
- 2 改正内容  
別紙及び新旧対照表のとおり
  
- 3 適用日  
平成 32 年 4 月 1 日

## 「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 項 番	内 容
<b>用語の定義</b> 2 (12)	【会計年度任用職員制度導入に伴う規定整備】 ○ 「一般職非常勤職員」 → 「会計年度任用職員」 ○ 「法第 17 条の規定に基づき、任期を定めて任用された非常勤の職員」 → 「法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員」
<b>会計年度任用 職員の取扱い</b> 15	【会計年度任用職員制度導入に伴う規定整備】 「一般職非常勤職員」 → 「会計年度任用職員」
<b>適 用 日</b>	平成 32 年 4 月 1 日

職員の採用・昇任等に関する一般基準新旧対照表

改正案	現行
<p>職員の採用・昇任等に関する一般基準</p> <p>(昭和61年3月26日 決定)</p> <p>1 (現行のとおり)</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1)から(11)まで (現行のとおり)</p> <p>(12) <u>会計年度任用職員</u>  <u>会計年度任用職員</u>とは、<u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員</u>をいう。</p> <p>(13) (現行のとおり)</p> <p>3から14まで (現行のとおり)</p> <p>15 <u>会計年度任用職員</u>の取扱い</p> <p>(1) 採用の方法  <u>会計年度任用職員</u>の採用は、選考によるものとする。</p> <p>(2)から(4)まで (現行のとおり)</p> <p>(5) その他  <u>その他会計年度任用職員</u>の任用については、人事委員会の承認を得て、任命権者が別に定める。</p> <p>(6) <u>会計年度任用職員</u>に関する適用除外  <u>会計年度任用職員</u>は、上記(1)から(5)までを除き、この一般基準を適用しない。</p> <p>16及び17 (現行のとおり)</p> <p>付則 (現行のとおり)</p> <p>附則  この一般基準は、平成<u>32</u>年4月1日から適用する。</p> <p>別表1から別表27まで (現行のとおり)</p>	<p>職員の採用・昇任等に関する一般基準</p> <p>(昭和61年3月26日 決定)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 用語の定義</p> <p>(1)から(11)まで (略)</p> <p>(12) <u>一般職非常勤職員</u>  <u>一般職非常勤職員</u>とは、<u>法第17条の規定に基づき、任期を定めて任用された非常勤の職員</u>をいう。</p> <p>(13) (略)</p> <p>3から14まで (略)</p> <p>15 <u>一般職非常勤職員</u>の取扱い</p> <p>(1) 採用の方法  <u>一般職非常勤職員</u>の採用は、選考によるものとする。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p>(5) その他  <u>その他一般職非常勤職員</u>の任用については、人事委員会の承認を得て、任命権者が別に定める。</p> <p>(6) <u>一般職非常勤職員</u>に関する適用除外  <u>一般職非常勤職員</u>は、上記(1)から(5)までを除き、この一般基準を適用しない。</p> <p>16及び17 (略)</p> <p>付則 (略)</p> <p>附則  この一般基準は、平成<u>30</u>年4月1日から適用する。</p> <p>別表1から別表27まで (略)</p>